

交通安全対策基本法の改正に伴う2027年度からの 交通安全事業の進め方の変更及び会議体の統合について

市は、法改正を受けて2027年度から市独自の交通安全に係る計画を作成せず、「東京都交通安全計画」及び「町田市都市づくりのマスタープラン」を踏まえて、年度ごとに取組事項を定め、交通安全事業を進めます。

あわせて、既存の「町田市交通安全推進協議会」（附属機関）と「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」（懇談会）を廃止し、2つの会議体を統合した、「（仮称）町田市交通安全委員会」（懇談会）を2027年度に新設します。

1 交通安全事業の進め方の変更について

市は、交通安全対策基本法（以下「法」という。）に基づき、「第3次町田市交通安全行動計画（2022年度～2026年度）」（以下「現計画」という。）を作成し、交通安全事業を進めています。

市町村交通安全計画については、2023年6月16日の法改正で、作成に係る規定が、「努力義務」から「できる」規定（法第26条第1項）になりました。

法改正を受け、2027年度以降の交通安全事業については、従来の5年間の行動計画による管理から、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、年度ごとに取組事項を定める運用へ移行します。

今後は「東京都交通安全計画」との整合を図りつつ、「町田市都市づくりのマスタープラン」に基づいた安全な道路交通環境の整備と、交通安全意識の啓発を両輪として、毎年度取組事項を定めて事業を推進していきます。

2 交通安全に係る会議体の統合について

現在、交通安全に係る会議体は、「町田市交通安全推進協議会」（附属機関）（以下「推進協議会」という。）と、「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」（懇談会）（以下「計画委員会」という。）があります。

推進協議会は、設置条例により、その担当事務を「市長の諮問に応じ、交通事故防止対策に関する必要な事項について、調査及び審議する。」としていますが、現在は主に全国交通安全運動に関する取組を共有する場となっています。推進協議会が設置された1962年（昭和37年）に比較して、交通事故件数は減少傾向にあるものの、依然として対策の重要性は高く、従来の形式的な報告主体の運営から、より具体的な対策を協議する場への転換が必要となっています。

そのようなことから、推進協議会及び計画委員会については、２０２６年度をもって廃止します。併せて、既存の２つの会議体の役割を整理・統合し、「町田市附属機関等ガイドライン」に基づき、より実効的な意見聴取が可能な体制として、２０２７年度に「(仮称) 町田市交通安全委員会」を新設します。

年度ごとの取組事項及びその進捗については、「(仮称) 町田市交通安全委員会」において報告することとし、交通安全の専門的知見を持つ構成団体から、直接的な評価や意見をいただく仕組みを構築します。

なお、推進協議会の設置条例については、令和８年（２０２６年）第４回町田市議会定例会において、廃止する議案を提出する予定です。

３ 取組内容の公表について

年度ごとの取組事項及びその進捗を市ホームページで広く公表し、交通安全対策の透明性と実効性を高めていきます。